

高等職業訓練促進給付金のご案内

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格取得をするため、養成機関（原則通学制もしくはオンライン学習）で修業する場合、修業期間の生活の安定を図るため給付金を支給します。また、修了後には修了支援給付金を支給します。

対象者

（次のすべての条件を満たす方）

- ① 松江市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある世帯の方
※前年の所得が水準を超過した場合でも、その後1年に限り引き続き支給対象となります。
- ③ 養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方
※原則通学制もしくはオンライン学習（インターネットを利用し同時かつ双方向に行われるもの）
- ④ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ⑤ 過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない方
- ⑥ 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方
（求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等）

対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

★訓練促進給付金

- ・支給期間：申請された月以降の修業期間（上限48月）
※准看護師課程から看護師課程へ進学した場合の支給上限は60月です。
- ・支給額：住民税非課税世帯 月額 100,000円
住民税課税世帯 月額 70,500円
※修業期間の最後の12か月は月額40,000円増額
※高等職業訓練促進給付金は非課税です。
- ・支払い時期：毎月15日に前月分を支給

★修了支援給付金

養成機関において6か月以上の課程を修了した方で、修業開始日及び修了日において母子家庭又は父子家庭の方に支給

- ・支給額：住民税非課税世帯 50,000円
住民税課税世帯 25,000円
※修了支援給付金は「雑所得」として課税対象となります。

手続きの流れ

事前相談

申請される前にあらかじめご相談下さい。
(生活収支状況、育児・就労状況について詳しくお伺いします。)

通学開始

支給申請

★訓練促進給付金 ※申請月から支給対象となります。遡っての支給は出来ません。

修業を開始した日以後に申請書と以下の添付書類を添えて申請して下さい。

【添付書類】

- ・戸籍謄本（母又は父及び子）※マイナンバー提出時は省略可
 - ・在学証明書
 - ・同意書
 - ・振込先口座確認書類
(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
- ※その他必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

支給決定通知の送付

☆ 修業期間中、在籍状況と単位取得状況を確認します。

- ・おおむね4ヶ月毎に在籍証明書を提出いただきます。
- ・定期的に単位取得証明書を提出いただきます。

☆ 現況届時に修業状況、就業等について伺います。

☆ 1年間より長く養成機関で修業される場合は、年度ごとに支給申請が必要です。

卒業

★修了支援給付金

修了日から起算して30日以内に申請書と以下の添付書類を添えて申請して下さい。

（添付書類）

- ・戸籍謄本（母又は父及び子）※マイナンバー提出時は省略可
- ・修了書の写し
- ・同意書
- ・振込先口座確認書類
(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

☆ 届出の内容が変わったときは「内容変更届」等の提出が必要です。

- ・住所が変わるとき
- ・振込先金融機関の変更をするとき
- ・養成機関での修業を取りやめた（休学する）とき
- ・ひとり親家庭でなくなったとき
- ・世帯構成に変更があったとき
- ・所得額が変更になった（修正申告等）とき

※支給要件に該当しなくなった場合は、支給の停止または取り消しを行うことがあります。

※支給要件に該当しないにもかかわらず受給したときは、給付金を返還していただきます。

(職業安定所が支給する類似給付金との併給が確認された場合など)

【お問い合わせ先】

松江市役所 子育て給付課 ひとり親支援係 ⑪窓口 Tel.55-5942